

# 日本歯科東洋医学会

## 会長・監事候補者推薦委員会規程

第1条 この規程は会則第10条及び選挙規則第26条(候補者の欠如)に規定された条項において会長・監事の選挙を公正且つ円滑に推進することを目的とするものである。

第2条 本目的達成のため常任理事の中から4名の会長・監事候補者推薦委員を選出する。

第3条 前条により選出された4名の委員に会長、又は会長指名による委員1名を加えて会長・監事推薦委員会をつくる。

第4条 委員長、副委員長は委員の中から互選する。

第5条 本委員会は第1条の目的達成のために全会員に対して立候補を促す。

第6条 立候補者がいない場合、本委員はあくまでも会員の総意を基盤として次期会長・監事候補者の推薦を行う。

第7条 会長・監事候補者を委員の中から推薦することは差し支えない。

第8条 本委員会で会長・監事候補者を選出した場合は、本人の承諾を得たる後、これを理事会に対して次期会長・監事候補者として推薦するものとする

第9条 本委員会は役員改選の年の告示と同時に発足し、立候補者なき場合、活動する。

第10条 本委員会は、次期役員決定と同時に解散する。

第11条 本規程の改廃は、常任理事会の議決によるものとする。

### 附則

1. 本規程は、平成26年4月1日より施行する。